

# 事務センターだより

## 年末調整



提出された申告書に基づき、事務センターで給与システムに入力しています。  
毎月の給料や期末勤勉手当などの支払いの際に源泉徴収した税額と、年間の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)とを比べて、その過不足額を精算し12月の給与で調整されます。

### 確定申告について

「年末調整」できない控除とは・・・  
・1年目の住宅ローン税額控除  
・医療費控除  
・寄付金控除（ふるさと納税も含む）  
・証明書が間に合わなかった等で年末調整ができなかった控除がある など  
これらに該当する人はH28年2月16日(火)から3月15日(火)までの間に、住所地の所轄税務署に確定申告書を提出することになります。なお、還付申告は、2月15日(月)以前でも行うことができます。

※「住宅ローン税額控除」については、最初の年に要件を満たしていることを税務署が確認すれば、2年目からは年末調整ができます。税務署から送付されている申告書の該当年分に、借り入れた金融機関等が発行する借入金残高証明書を添付して年末調整を受けます。



### 予防接種補助事業について

昨年度に引き続き共済組合では、共済組合員本人がインフルエンザ等の予防接種を受けた場合、1回につき最大1,000円の補助があります。年度内に2回まで請求できます。ただしH28年2月末日までの受診に限ります。

「予防接種補助請求書」(共済組合 <http://www.kouritu.go.jp/mie>からダウンロードできます。)の用紙に詳しい説明があります。請求書に領収書を添付し事務職員まで提出してください。

しっかりと予防して、寒い冬を乗り越えましょう!



### 特殊勤務実績簿

11月分

11月30日(月)締切

提出後、すぐにシステムへ入力します。

12月の給与で支給されます。  
必ず、提出の期限を守ってください。



**12月期末勤勉手当 支給日は 12月10日(木) です!**

支給月数

期末手当 1. 375月分 } 計 2. 125月分  
勤勉手当 0. 750月分 }

※休職等がある場合は日数により減ぜられます。